

オンラインカジノ規制とアクセス抑止の最新動向 ～法制度改正と実務対応～

弁護士法人 三宅法律事務所
弁護士 渡邊 雅之

ご相談については下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所 パートナー

弁護士 渡邊 雅之

TEL: 03-5288-1021

Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

【経歴等】

東京大学法学部卒業	1995年3月
総理府官房総務課退職	2000年3月
司法修習修了(54期)・弁護士登録	2001年10月
アンダーソン・毛利・友常法律事務所	2001年10月～2009年7月
Columbia Law School(LL.M.)	2007年修了
弁護士法人三宅法律事務所	2009年8月～現在

【役職】

弁護士法人三宅法律事務所 シニアパートナー
第二東京弁護士会民事介入暴力対策委員会 委員
[政府・特定観光施設区域整備推進会議委員](#)（現任）

※2017年に有識者でつくる特定複合観光施設区域整備推進会議の委員となり、政府に「日本型IR」の在り方を提言した。

【専門】

コンプライアンス対応、金融規制法、民暴・マネロン対応、M&A 等

オンラインカジノの違法性に関する従来の議論

オンラインカジノは違法である(概論)

【違法である理由】

- グレーゾーン論者は賭博罪・賭博場開帳罪が「必要的共犯」であると主張し、海外のオンラインカジノ運営業者は属地主義から賭博場開帳罪で処罰されないの、「必要的共犯」である国内のオンラインカジノの利用者にも賭博罪も成立しないと主張する。
 - ⇒しかしながら、過去の最高裁判決・刑事法学者の著書・論稿でも賭博罪・賭博場開帳罪は必要的共犯とはされていない。
 - ⇒「賭博罪及び富くじ罪に関する質問主意書」（階猛衆議院議員・平成25年10月22日）に対する政府答弁書（同年11月1日）では、「賭博行為の一部が日本国内において行われた場合、刑法賭博罪が成立することがあるものと考えられ、また、賭博場開張行為の一部が日本国内において行われた場合、賭博開張図利罪が成立することがあるものと考えられる。」とされている。
 - ⇒警察庁も「[オンラインカジノを利用した賭博は犯罪です！](#)」との広報をしている（次頁参照）。
- オンラインカジノ運営業者のアフィリエイトも賭博開帳罪または賭博罪の共犯（従犯）に該当する。

警察庁の広報



警察庁
National Police Agency

> English > 国家公安委員会 > サイトマップ > Google 検索

警察庁についてお知らせ政策法令刊行物

ホーム > 各部署から > 生活安全課 > 安全に関するお知らせ > オンラインカジノを利用した賭博は犯罪です！

オンラインカジノを利用した賭博は犯罪です！



警察庁・消費者庁

オンラインカジノは、海外の事業者が合法的に運営しているものであれば、日本国内で、個人的にこれを利用しても犯罪にならないと考えていませんか？

海外で合法的に運営されているオンラインカジノであっても、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪です。

実際にオンラインカジノを利用した賭客を賭博罪で検挙した事例もあります。

賭博は犯罪です。絶対にやめましょう。

※ 賭博罪 賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料

常習賭博罪 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役

日本国内ではオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪です。(951KB)

各部署から

- > 長官官房
- > 生活安全課
- > 刑事局
- > 組織犯罪対策部
- > 交通課
- > 警備局
- > サイバー捜査局

オンラインカジノを自宅等で利用した賭博事犯の検挙事例

- ① 日本国内の自宅において、自宅に設置されたパーソナルコンピューターを使用して、海外の会社が運営するオンラインカジノサイトにインターネット接続し、同サイトのディーラーを相手方として賭博をした賭客を単純賭博罪で検挙
- ② 日本国内の賭客を相手方として、日本国内の賭客の自宅等に設置されたパーソナルコンピューターから、海外に設置されたサーバー上のオンラインカジノサイトにアクセスさせ、金銭を賭けさせていた者を常習賭博、賭客を単純賭博罪で検挙。

オンラインカジノに係る賭博事犯の取締り状況

オンラインカジノに係る賭博事犯について、ここ3年では、

令和2年中 16件 121人

令和3年中 16件 127人

令和4年中 10件 59人

検挙しています。

出所：「[オンラインカジノを利用した賭博は違法です！](#)」（警察庁）

オンラインカジノの決済代行業者も違法である

- オンラインカジノの運営会社が利用している決済代行業者は、日本で免許を得ている銀行法上の「銀行」や資金決済に関する法律（「資金決済法」）において登録を得た「資金移動業者」ではなく、日本の資金決済法上の登録を得ていない外国資金移動業者がほとんどであると考えられる。
- 資金決済法62条の2において、「資金決済業者としての登録を受けていない外国資金移動業者は国内にある者を勧誘してはならない」とされている。
- 「為替取引」(送金業務)は、「銀行業」の一つに該当し(銀行法2条2項2号)、資金決済法により登録を得た資金移動業者が例外的に銀行以外のものとして営むことができ、本来は、銀行法の銀行免許を得なければ営むことができない(銀行法4条1項)。
- **したがって、外国資金移動業者が資金移動業者としての登録なく国内の者を相手に送金の勧誘・送金をする場合には、銀行法4条1項違反として、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金に処し、またはこれを併科されることになる(銀行法61条1号)。また、賭博罪・賭博場開帳罪の共犯にも該当することになるだろう。**
- なお、資金決済法上、第一種資金移動業者は無制限の額の為替取引、第二種資金移動業者は100万円以下の額の為替取引、第三種資金移動業者は5万円以下の資金移動業を営むことができる。
- 資金決済法上の登録をしている第一種資金移動業者には厳しいAML/CFT対策(マネロン・テロ資金供与対策)が課される。第二種資金移動業者に対するAML/CFT対策も相当厳しい。資金移動業者が外国のカジノ運営業者と提携して利用者の資金を送金することはAML/CFT対策上許されないと考えられる。提携していない場合でも受取人が外国のカジノ運営事業者であれば、疑わしい取引に該当し、送金先として認めないような措置を講ずることが求められるだろう。

オンラインカジノ(ネットカジノ)とは？

- インターネット等を通じて行われるカジノをオンラインカジノ (online casino) と言う。日本では「ネットカジノ」とも言われる。英国領マン島、フィリピン、マルタのように、オンラインカジノ (ネットカジノ) を合法化している国・地域もある。
オンラインカジノ (ネットカジノ) に対して、カジノ施設で行われるカジノのことをLand based casino (「ランドベースカジノ」) ということがある。
- オンラインカジノに参加することが刑法185条の賭博罪に該当し、オンラインカジノを運営する事業者が刑法186条2項の賭博開帳罪に違反するのではないかとの議論がある。

刑法上の規定

○刑法

第23章 賭博及び富くじに関する罪

(賭博)

第185条 賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。

(常習賭博及び賭博場開張等図利)

第186条 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する。

2 賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3月以上5年以下の懲役に処する。

(富くじ発売等)

第187条 富くじを発売した者は、2年以下の懲役又は150万円以下の罰金に処する。

2 富くじ発売の取次ぎをした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 前2項に規定するもののほか、富くじを授受した者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。

賭博罪と保護法益

(賭博)

第百八十五条 賭博をした者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。

(常習賭博及び賭博場開張等図利)

第百八十六条 常習として賭博をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図った者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

【賭博罪の保護法益】

賭博行為は、国民をして怠惰浪費の弊風を生ぜしめ、健康で文化的な社会の基礎をなす勤労の美風を害するばかりでなく、甚だしきは暴行、脅迫、殺傷、強盗罪その他の副次的犯罪を誘発し又は国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれすらある(最大判昭和25年11月22日刑集4巻11号2380頁)。

賭博罪の構成要件①

- 「賭博をした者」は、平成7年改正前の刑法においては、「偶然ノ輸贏ニ関シ財物ヲ以テ博戯又ハ賭事ヲ為シタル者」(＝偶然の事情に関して財物を賭けてその得喪を争う者)とされていたが、現行刑法においても意義については変更はない。

⇒① 偶然性、および、②財物を賭けてその得喪を争うこと、が構成要件。

- 「一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるとき」が違法性阻却事由。

□ 偶然性

- ・ 「偶然」とは、当事者において確実に予見できず、又は自由に支配し得ない状態をいい、また、主観的に不確実であることをもって足り、客観的に不確定であることまでを要しない(大判大3・10・7、大判大11・7・12)。
- ・ 技量等の差異により勝敗が予め歴然としているときは別段、多少とも偶然の事情により勝敗が左右されうるような場合には偶然性がある(大判明44・11・13)。
- ・ (判例)囲碁の勝敗、将棋の勝敗、麻雀遊戯の勝敗
- ・ 判例で偶然性が認められたもの。

○闘鶏(大判大11・7・12) ○取引所の相場(米穀取引所相場、大判明45・5・23)(株式先物相場、大阪高判昭27・11・1)
○競馬(大判明44・5・6) ○麻雀(大判昭6・5・2)
○囲碁(大判大4・6・10) ○将棋(大判昭12・9・21) ○ジャンケン札及び花札(大判大12・11・14) ○チーハー(大判明38・2・2)
○三突(大判大5・10・6)
○ピン倒し(大判昭2・11・17) ○ABC三色ゲーム(札幌高判昭28・6・23)

賭博罪の構成要件②

➤ 財物を賭けてその得喪を争うこと

✓ 「財物」

有体物に限らず、広く「財産上の利益」であれば足り、債権等を含む。

✓ 「財物の特喪」

- 「財物の得喪」とは、勝者が財産を得て、敗者はこれを失うことをいう。
- 富くじ(宝くじ・ロッターリー)の販売は、販売者が財物を失うことはないので、別の犯罪の構成要件とされる(刑法187条)。したがって、オンラインロッターリーについては、賭博罪(185条)ではなく、富くじを販売した罪・富くじを授受した罪(刑法187条1項・3項)が問題となる。

✓ 「賭ける」こと

財物授受の約束があれば足り、現に賭場に提出することを要しない(大判明45・7・1)。金銭に代えて予め購入した遊戯券を提供させる場合も、それが金銭の代用物として使われたにすぎないときは、金銭を賭けたものとされる(札幌高判昭28・6・23)。

賭博罪の違法性阻却事由

- 一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるとき(185条ただし書:違法性阻却事由)
- 判例は価格の僅少性と費消の即時性の両者を加味して判断している。
- 社会的地位・職業、賭博行為の回数、賭けた財物の種類・数量・価額等が重要な要素となる。
- 金銭そのものの得喪を争う場合は、その金額の多少にかかわらず、一時の娯楽に供する物ではない(大判大11・11・21)。金銭が賭けられた以上、それが一時の娯楽に供する物の対価に充てることとされている場合でも、本条ただし書には該当しない(大判昭4・2・12)。
- 外形的には客相手に賭博的要素を含む遊技を行う形態の営業行為であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定するところにより風俗営業の許可を受けた者がその許可条件に従って客に遊技をさせる場合には、一時の娯楽に供する物を賭けている場合にあたるとして賭博罪の成立が否定される場合が多い。⇒パチンコ・パチスロ

パチンコ・パチスロ

- ❑ 風俗営業の4号営業（パチンコ・パチスロ）（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（「風営法」）2条1項4号）に該当すること、射幸性を抑えていること、風俗営業法23条1項の要件（以下）を満たしていること（三店方式）から、警察は「違法とまではいえない」という立場を取っている。
- ❑ 「遊技」であり、「賭博」ではない。パチンコ業は、それが刑法の賭博罪が例外として定める「一時の娯楽」（刑法185条ただし書）の範疇を超えないように、常にそのギャンブル性（射幸性）がコントロールされながら合法的に存在している。
- ❑ 証券取引所は、「出玉の景品を換金する業界慣行の合法性があいまいなため、投資家保護を果たせない。」としてパチンコホール運営会社の上場を認めていない。

○風営法2条1項

この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

1号～3号 （略）

4 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

賭博罪の違法性阻却の根拠

公営競技に関しては、特別な法律により「正当行為」(刑法35条)として違法性が阻却されている。違法性を阻却する要件として考慮すべき項目は次の8点であり、これらの各項目について具体的な案件において総合的な判断がなされる(平成28年12月2日の盛山正仁法務副大臣の答弁)。

- ①目的の公益性・・・「収益の使途の公益性」は一例でこれに限定されない。(※)
- ②運営主体の性格・・・「官これに準ずる団体」であることは一例にすぎない。(※)
- ③収益の扱い
- ④射幸性の程度
- ⑤運営主体の廉潔性
- ⑥運営主体の公的管理監督
- ⑦運営主体の財政的健全性
- ⑧副次的弊害の防止

(※)平成28年12月8日参議院内閣委員会での大門実紀史議員の質問に対する加藤 俊治 政府参考人(法務省大臣官房審議官)の答弁

*パチンコ・パチスロに関しては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律上の「遊技」であり、「賭博」ではない。パチンコ業は、それが刑法の賭博罪が例外として定める「一時の娯楽」(刑法185条但書)の範疇を超えないように、常にそのギャンブル性(射幸性)がコントロールされながら合法的に存在しているので、上記の8つの項目を満たしているものとして正当行為(刑法35条)として違法性阻却されるものではない。

違法性阻却の各項目はIR推進法にも規定されている

目的の公益性	カジノ単体ではなく、会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設を加えることによりIR全体として公益性が認められる(法案2条1項)。 ✓ 法案1条の目的においては、「特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資する」こととされており、明らかに公益の目的に資するものと言える。
運営主体の公益性	✓ カジノ運営者を含むカジノ施設関係者に対しては、カジノ管理委員会(カジノ施設関係者に対する規制)を設置して、公営競技以上の厳格な規制に服することとされている(法9条、11条)。
収益の扱い	✓ 納付金・入場料を徴収することができる(法12条、13条)。 ✓ 法案提出者の意思としては当然徴収することが前提とされている。
射幸性の程度	✓ この要件は風適法の「遊技」として行われているパチンコ・パチスロを意識したものであり、公営競技や宝くじにおいては射幸性の程度に関する規制はない。
運営主体の廉潔性	✓ カジノ運営者を含むカジノ施設関係者に対しては、カジノ管理委員会(カジノ施設関係者に対する規制)を設置して、公営競技以上の厳格な規制に服することとされている(法9条、11条)。
運営主体の公的管理監督	✓ カジノ運営者を含むカジノ施設関係者に対しては、カジノ管理委員会(カジノ施設関係者に対する規制)を設置して、公営競技以上の厳格な規制に服することとされている(法9条、11条)。
運営主体の財政的健全性	✓ カジノ管理委員会のIR事業者への免許付与において厳格な背面調査
副次的影響の防止	✓ 法10条(カジノ施設の設置及び運営に関する規制)に項目を挙げて、それぞれの項目でカジノ施設の利用に伴う悪影響が生じることの様々な措置を講ずることとしている。

IR整備法上の違法性阻却の規定

- 大阪府において区域整備計画の認定の申請が行われたランドベースのカジノを含む統合的なリゾート（Integrated Resort（IR））の整備をする『特定複合観光施設区域整備法』（「IR整備法」）においては、賭博罪との関係での合法性の問題、賭博依存症対策の問題、マネー・ローンダリング対策の問題、反社会的勢力の排除の問題等の対応をすることが求められている。これらの公益性の高い対策を講ずることにより、IR整備法では賭博罪が違法性阻却されている（IR整備法39条参照）。
- すなわち、認定設置運営事業者（＝国土交通大臣から認定を受けたIR運営事業者）は、カジノ管理委員会からカジノ事業免許を受けたときは、免許に係るカジノ施設で、当該免許に係る種類・方法のカジノ行為（ゲーミング）に係るカジノ事業を行うことができる。この場合、当該カジノ事業免許に係るカジノ行為区画で行うカジノ行為については、刑法185条（賭博罪）、刑法186条（1項：常習賭博罪、2項：賭博開帳罪）の規定は、適用されないこととされている。

○特定複合観光施設区域整備法39条 （免許等）

第三十九条 **認定設置運営事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、当該免許に係るカジノ施設において、当該免許に係る種類及び方法のカジノ行為に係るカジノ事業を行うことができる。**この場合において、当該免許に係るカジノ行為区画で行う当該カジノ行為（中略）については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十五条及び第百八十六条の規定は、適用しない。

グレーゾーン論者の主張

- オンラインカジノ自体が上記で説明した賭博罪（刑法185条1項）の構成要件である「偶然性」「財物を賭けてその得喪を争うこと」のいずれの構成要件にも該当し、違法性阻却事由である「一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるとき」に該当しないことは比較的明らかである。
- 国外で日本人がカジノでプレーすることや日本の法人が海外でカジノを運営することは、（常習）賭博罪や賭博開帳罪の対象とならない。他方、日本国内の店舗（インターネット賭博カフェ）においてオンラインカジノを提供している場合は、運営者には賭博開帳罪、プレイヤーには（常習）賭博罪が適用される。
- 賭博罪の成立を「否定する」（グレーという）論者（グレーゾーン論者）は、属地主義・必要的共犯を持ち出して賭博罪の成立がグレーであるという。
- 問題となるのは、海外のオンラインカジノ事業者が日本国内に店舗を設けずに、インターネットを通じて日本国内のプレイヤーにオンラインカジノを提供している場合である。ここにいう「海外のオンラインカジノ事業者」には、日本にいる者が海外にサーバーを設けているような実態が国内で行われている場合とそうでない場合のいずれも含む。
- このようなオンラインカジノについて「違法ではない」と主張する者も、完全に「合法である」とは主張しておらず、以下のとおり、「グレーゾーン」でありプレーをしても（常習）賭博罪に該当しないので、「安心してプレーをしてください」「インターネット賭博カフェと自宅でのネット賭博は違うので安全」などと説明している。

（グレーゾーン論者の主張）

- インターネットを通じて、日本国内で賭博に参加していると評価されれば日本の刑法が適用され、賭博罪に該当する。これに対して、日本国外で賭博に参加していると評価されれば、海外の法律が適用されるということになれば、合法となる。この点については現在のところ不透明である。
- 仮に、国内で賭博に参加していたとしても、賭博罪は、「必要的共犯」であり、賭博開帳者と共に処罰される（刑法186条2項参照）ことが前提である。賭博開帳者が国外犯として処罰されないのであれば、その対抗犯である賭博罪は成立しない。

グレーゾーン論者の主張に対する疑問

- グレーゾーン論者の主張は、「必要的共犯」で賭博開帳者が処罰されないから、国内のプレイヤーが賭けるのも現在のところ、違法ではないから「どうぞやってください」という姿勢に大きな違和感がある。
- オンラインカジノには、IR整備法に基づくランドベースカジノと異なり、賭博罪の違法性阻却の根拠である「目的の公益性」、「運営主体の性格」、「収益の扱い」、「運営主体の廉潔性」、「運営主体の公的管理監督」、「運営主体の財政的健全性」、「副次的弊害の防止」がいずれも認められない。
- 「副次的弊害の防止」としては、「ギャンブル依存症」、「マネー・ローンダリングの防止」、「反社会的勢力の排除」が求められるが、そのような対策も全く取られず、野放図にプレイヤーに賭博を推奨する行為自体、問題があると考えられる。オンラインカジノは暴力団の資金源となっている可能性も大きいし、間違いなく賭博依存症の問題があるはずである。さらに、オンラインカジノは、その匿名性とビットコインなどの仮想通貨を利用することによって、マネー・ローンダリングに利用されているとのFATF (Financial Action Task Forces: 金融作業部会: マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の政府間会合) の報告 (Vulnerabilities of Casinos and Gaming Sector) もある。
- そもそも、同じ国内でも、オンライン賭博カフェでプレーすれば賭博罪になり、自宅で行えば賭博罪に該当しないというのも大きな違和感がある。
- 特に、日本から国外にサイトを開いて、そのサイトで開帳しても、その実際の管理運営は日本から行う場合は、そうした賭博行為はサイトが海外にあるというだけで、開帳者も賭けを行うものも日本国内で、かつ日本で遠隔操作する場合には、賭博場開帳行為・賭博の両方とも日本国内において行われていると評価せざるを得ないのではないでか。

刑法の属地主義・属人主義

- 刑法は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用されることになっている（刑法1条）。これは、「属地主義」（国内で犯された犯罪に対しては行為者の国籍を問わず自国の刑法を適用する）という考え方である。
- したがって、日本国内で外国人が地下カジノ等でプレー（賭け）をする場合も、賭博罪（刑法185条）や常習賭博罪（同法186条1項）の対象となる。また、オンラインカジノについても、国内で店舗型のオンラインカジノを設けている場合は、店主には賭博開帳罪（同法186条2項）、プレイヤーには賭博罪や常習賭博罪を適用して摘発されてきた例が多数ある。
- 他方、日本人が海外旅行の際に、海外のカジノにおいてプレー（賭け）をする行為は明らかに賭博行為であるが、違法ではない。また、日本の法人やその現地法人が日本国外においてカジノ場を運営してもこれは違法ではない。これは、賭博罪、常習賭博罪、賭博開帳罪が、日本国民の国外犯処罰規定（同法3条）の対象となっていないからである。すなわち、わが国は賭博関連罪について、「属人主義」（自国民による犯罪に対しては犯罪地を問わず自国の刑法を適用する）を適用していない。
- プロ野球の元投手や芸能人である韓国人がマカオやラスベガスで多額の賭けをして「海外遠征賭博」（遠征賭博）により、韓国当局により逮捕されたことが話題になるが、これは、韓国の関連刑法において、「属人主義」を採用しているからである。

必要的共犯

- 「必要的共犯」とは、「任意的共犯」の対となる概念である。
- 「任意的共犯」が、単独でも犯しうる犯罪に複数人が関与する場合で、共同正犯（刑法60条）、教唆犯（同法61条）、幫助犯（同法62条）の規定が適用される。たとえば、殺人罪（同法199条）や窃盗罪（同法235条）は共犯の存在なくして成立し得る。
- 「必要的共犯」は、その犯罪が成立するために複数人による共働や加功が犯罪類型上、前提とされている。
- 「必要的共犯」にも、「集団犯」と「対抗犯」の2種類がある。
 - ・「集団犯」は、内乱罪（刑法77条）や騒乱罪（同法106条）のように、犯罪の構成要件上同一の目標に向けられた多衆の共同行為を要する犯罪をいう。
 - ・「対抗犯」は、重婚罪（同法184条）、贈賄罪・収賄罪（同法197条～198条）のように、犯罪の構成要件上2人以上の者の互いに対抗した行為を必要とする犯罪をいう。その双方とも処罰される場合が一般的であるが、わいせつ物頒布・販売罪（刑法175条）のように、対向者の一方のみ（販売者）を処罰する場合もある（大谷實「刑法講義総論（新版第3版）」（成文堂）368頁）。

グレーゾーン論者が拠り所にする必要的共犯に関する下級審判決

- グレーゾーン論者が、賭博開帳罪と（常習）賭博罪が必要的共犯であると主張する根拠の拠り所となるのが、東京地判昭和59年11月5日（刑集最高裁判所刑事判例集40巻6号514頁）である。
- 同事件では、賭博遊技場経営者に賭博開帳罪の実行行為が成立すると認められるためには、「経営者の右の個々の賭客との賭博行為の存在を立証する必要がある」として、その理由を以下のとおり掲げている。

「賭博行為」は、財物を賭して偶然の輸を争う行為であって、相手方たる賭客の存在を必要とする対向的必要的共犯であり、これを処罰する理由は、賭博が「国民をして怠惰浪費の弊風を生ぜしめ、健康で文化的な社会の基礎を成す勤労の美風を害するばかりでなく、甚だしきは暴行、脅迫、殺傷、強盗その他の副次的犯罪を誘発し又は国民経済の機能に重大な障害を与える恐れすらある」（最判昭和二五年一月二二日刑集四巻二三八〇頁）ことにあるほか、「當事者ノ産ヲ破ル虞アルカ故」（大判昭和四年二月一八日法律新聞二九七〇号九頁）にこれを処罰するのであり、その保護対象が、公益ばかりでなく、個人的な面にも及んでいることを考慮すれば、賭博遊技場経営者の賭博行為を「不特定多数の賭客を相手方とした賭博行為」と広く捉えると、個々の相手方たる賭客の存在があいまいとなり、その賭客の勤労観念や財産等を侵害する点を捨象する点で捨象することになるので、やはり個々の賭客の存在を明らかにし、その賭客との間の賭博行為としての刑事責任を問うべきものとする。

最高裁判決を前提とすると賭博罪は必要的共犯ではない

- 最高裁判所の判決である[最判昭和24年1月11日（最高裁判所裁判集刑事7号11頁）](#)は、以下のとおり、賭博開帳罪と常習賭博罪を別個独立の犯罪であり、賭博の共犯者中に賭博開帳罪に該当するものがなく、同罪によって処罰されたものがなかったとしても常習賭博罪は成立するものと判示している。
- 本判決は、賭博開帳罪と（常習）賭博罪が必要的共犯であることを否定した判決であると考えられる。「賭博罪」（刑法185条）と「常習賭博罪」（同法186条1項）の違いは、「常習性」だけであるので、本判決に従えば、「賭博開帳罪」と「賭博罪」についても別個独立の犯罪であると考えられる。

常習賭博罪と賭博開張罪とは刑法第一八六条の第一項と第二項とに分けて規定されて居るのであつて、もともと両罪は罪質を異にし、且その構成要件も何ら關聯するところがないのであるから、両罪が同一条下に規定されて居るからと云うて、所論のように不可分の關係にあるものと即断することは出来ないし、又両罪は全然別個の犯罪事實に関するものであるから、所論のように正犯と従犯の關係にあるものでないことも極めて明白であるばかりでなく、被告人兩名の賭博常習性の有無は専ら、各被告人個人の習癖の有無によつて決せられることであるから、本件賭博の共犯者中に賭博開張罪に該当するものがなく、又同罪によつて処断されたものがなかつたとしても、それによつて被告人兩名に対する常習賭博罪の成立が阻却される理由は少しも存しない。

賭博罪を必要的共犯であるとする下級審判決への疑問

- 著名な刑法学者（大谷實、山口敦、前田雅英先生らの著書）の書籍を調べてみた限りでは、「贈賄罪」と「収賄罪」の関係と同様に、「賭博開帳罪」と「（常習）賭博罪」について、「対抗的必要的共犯」であるとするものはない。
- 仮に、「賭博開帳罪」と「（常習）賭博罪」が、上記の東京地方裁判所の判決のとおり、対抗的必要的共犯であったとしても、グレーゾーン論者が主張するとおりの結論となるかについても疑問がある。
- 上記の東京地方裁判所の判決では、賭博遊技場経営者に賭博開帳罪の成立のためには、対抗的なプレイヤー（顧客）の賭博行為がなければならないとするものである。海外にサーバーを置くオンラインカジノ事業者については、オンラインカジノ事業者の「賭博場の開帳」とプレイヤーの「賭博行為」というそれぞれの実行行為はいずれも特定しており、仮に属地主義の観点からオンラインカジノ事業者に賭博開帳罪が成立しないとしても、それに伴って、国内のプレイヤーに（常習）賭博罪が成立しないとまで言えるかについては疑問がある。
- 贈賄罪・収賄罪のような対抗的必要的共犯について、贈賄者が国外にいて、収賄者が国内にいる場合に、贈賄者に贈賄罪が成立しないからといって、収賄者に収賄罪が成立しないと考えられているか、ということという訳ではないと思われる。
- 以下のとおり、海外のオンラインカジノ事業者の「賭博場の開帳」は「国内において」行われているものと考えられ、そもそも、必要的共犯か否かは論点にならないものと考えられる。

「賭博罪及び富くじ罪に関する質問主意書」（階猛衆議院議員・平成25年10月22日）

- 一 日本国内から、インターネットを通じて、海外で開設されたインターネットのオンラインカジノに参加したり、インターネットで中継されている海外のカジノに参加することは、国内のインターネットカジノ店において参加する場合だけでなく、国内の自宅からインターネットを通じて参加する場合であっても、刑法第百八十五条の賭博罪に該当するという理解でよいのか。
- 二 上記一の「日本に所在する者」にサービスを提供した者には、国内犯が適用されるか。すなわち、海外にサーバを置いて賭博サービスを提供する業者にも、賭博開帳罪（同法第百八十六条第二項）が成立し得るという理解でよいのか。
- 三 賭博罪の成立要件とされる必要的共犯に関して、共犯者の片方（賭博に参加する者）が国内、もう片方（賭博開帳者）が国外に所在する場合に共犯関係は成立し得るのか。片方を罰する事が出来ない（非可罰的な）状態にあっても、両者による共犯関係を立証することが出来ればもう片方の者の罪は成立し得るのか。
- 四 日本国内から、インターネットを通じて、代行業者を通じて海外の宝くじを購入する行為は、刑法第百八十七条第三項の「富くじを授受」する行為に該当するという理解でよいのか。
- 五 国内からインターネットを通じて、オンラインカジノに参加する行為や海外の宝くじを購入する行為が賭博罪や富くじ罪に該当し、禁止されていることを国民に周知するための政府広報をすべきではないか。

「賭博罪及び富くじ罪に関する質問主意書」に対する「答弁書」（平成25年11月1日）

一から三までについて

犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であることから、政府として、お答えすることは差し控えるが、一般論としては、賭博行為の一部が日本国内において行われた場合、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十五条の賭博罪が成立することがあるものと考えられ、また、賭博場開張行為の一部が日本国内において行われた場合、同法第百八十六条第二項の賭博開張図利罪が成立することがあるものと考えられる。

四について

犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であることから、政府として、お答えすることは差し控えるが、一般論としては、富くじの授受行為の一部が日本国内において行われた場合、刑法第百八十七条第三項の富くじ授受罪が成立することがあるものと考えられる。

五について

御指摘のような観点からの広報については、今後の社会情勢等を踏まえ、慎重に検討してまいりたい。

政府答弁書の評価

- オンラインカジノにおける「賭博行為の一部が日本国内において行われた場合、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十五条の賭博罪が成立することがあるものと考えられ、また、賭博場開張行為の一部が日本国内において行われた場合、同法第百八十六条第二項の賭博開張図利罪が成立する」とされている点が注目される。
- この答弁書について、海外のオンラインカジノ事業者についても日本国内でその行為の一部が行われた場合には賭博開帳罪が成立するとした所が非常に大きいと考えられる。
- 賭博行為の一部が日本国内において行われた場合には、賭博開帳罪が別件で摘発されているかどうか、すなわち、賭博開帳罪と（常習）賭博罪が対抗的必要的共犯であるか否かは問題にせずに、賭博罪の成立を認めている点も非常に大きな判断であると考えられる。

オンラインカジノのアフィリエイトの行為は賭博罪の幫助に該当する

- ・ 橋爪隆教授（刑法・東京大学大学院法学政治学研究科教授）の「[賭博罪をめぐる論点について](#)」（2022年3月22日・[経済産業省・第5回 スポーツコンテンツ・データビジネスの拡大に向けた権利の在り方研究会 資料](#)）によれば、海外で運営されるオンラインカジノに参加する日本の参加者（プレイヤー）に日本の刑法の賭博罪（刑法185条）が成立する以上、これを幫助する行為についても日本の刑法が適用されるとしている（刑法62条1項）。（※橋爪教授は、この場合の日本の参加者（プレイヤー）に賭博罪（刑法185条）が成立することを当然の前提としている。）
- ・ いわゆるオンラインカジノのアフィリエイトが行う「データ等の提供」は、海外事業者によるベッティングの運営を容易にする行為であり、直接的に参加者の賭博行為を幫助しているわけではないが、「海外事業者による運用を容易にすることは、当該サービスを利用してベッティングに参加する者の行為を間接的に容易にしていると評価する余地がある（いわゆる間接幫助）。」「そして、幫助犯の故意としては正犯者を個別に特定する必要はない」から、日本国内からベッティングに参加する者が一定数存在する蓋然性が高いと認められる場合に、そのことを認識、認容しながら、データ等の提供を行い、ベッティングへの参加を容易にしていれば、賭博罪の幫助犯の成立が認められる可能性があるとしている。

2025年に入ってから日本政府による 「オンラインカジノ対策」の主要な動き

オンラインカジノ規制強化の背景

1. 利用者・賭け金の急増／若年層への拡大

- 警察庁推計
 - ・ 利用経験者: 約 337万人
 - ・ 年間賭け金: 約 1.2兆円
- 20～30代中心に「違法とは知らなかった」利用実態
⇒社会的影響が無視できない規模に到達し、政策対応が必要な水準に

2. 依存症・多重債務など社会的リスクの顕在化

- 24時間スマホでアクセス可能、支払いも容易 → 依存・借金が加速
- 「遊び感覚」「合法と思っていた」状態からの被害拡大
⇒個人問題ではなく、家計破綻・犯罪誘発・社会保障費増加＝社会コストの問題へ

3. 広告・誘導チャネルの拡大と法制度の空白

- SNS・動画配信・アフィリエイト・まとめサイト経由で誘導が爆発的に拡大
- 従来の刑法(賭博罪)では、
 - ・ 海外運営サイト
 - ・ 決済代行業者・広告事業者までを規制する法的根拠が不十分
⇒「現行制度では止められない」→法改正・制度設計が不可避に

4. 検挙数の増加と社会的注目

年度	検挙者数
2022	59人
2023	107人
2024	279人(過去最多)

芸能人・スポーツ選手など著名人の送検・広告出演問題が話題化
⇒「放置すれば政府の姿勢が問われる」状況に

5. 国際・経済安全保障面のリスク

- 資金が海外サイトへ流出 → 国富流出
- 決済代行・暗号資産を通じたマネー・ローンダリング(資金洗浄)リスク
⇒金融庁・警察庁・総務省が連携して対応する構図へ

2025年に入ってから芸能人・スポーツ選手の摘発事例

日付	区分	匿名表記	概要(要点)
2025/02/06	芸能	タレントX・Y	大手事務所タレントがオンラインカジノ疑いで任意の事情聴取と報道。事務所が対応。
2025/02/27	プロ野球	—	NPBが自主申告の集計を公表:7球団計14人がオンラインカジノ利用を申告(氏名非公表)。
2025/03/24	プロ野球	—	8球団16人に制裁金(総額1,020万円)を発表。出場停止はなし、氏名は非公表。
2025/04/03-04	芸能	タレントH~M(6名)	大手お笑い事務所所属 6名が書類送検 と報道。賭け金の総額・収支も一部報道あり。
2025/04/10	プロ野球	投手A(パ所属)	投手Aが 賭博容疑で書類送検 (起訴求めずの意見付と報道)。のちにコメント公表・不起訴報道。
2025/04/11 → 04/22	プロ野球	球団関係者B(パ所属)	球団関係者Bが 書類送検(起訴求めず意見付)→不起訴 が報道。
2025/05/08-09 → 06/26	プロ野球	選手C・選手D(セ所属)	選手C・Dが 単純賭博容疑で書類送検→両名とも不起訴 に。
2025/05/19	プロ野球	コーチE(セ所属)	コーチEが オンラインカジノ賭博で謹慎 。自己申告なしで発覚、警察の任意聴取に応じたと報道。後日、謹慎解除報道も。
2025/06/19 → 07/24	プロ野球	選手F・G・H・I+職員J(パ所属)	選手4名+職員1名が 書類送検→後日不起訴 報道。いずれも 自主申告からの対応 と説明。
2025/07/25 → 10/06-07	プロ野球	コーチK+関係者L(セ所属)	コーチKと関係者Lを 書類送検→秋に略式命令(罰金)・不起訴等 の処理が報道。

2025年の月別の主な動き(要点と根拠)

1月:違法性の周知強化(政府広報／警察庁調査)

- 政府広報オンラインが「オンラインカジノによる賭博は犯罪です！」特集を掲出(1/9掲載が3月号でも案内)。若年層の誤認防止を狙った継続的キャンペーン。
- 警察庁が実態調査を公表(報告書・概要図)。利用経験者「約336.9万人」、推定利用者「約196.7万人」、年間賭け金「約1.2423兆円」、依存症自覚「約6割」等を提示。

4月:アクセス抑止(ブロッキング等)検討の本格化(総務省)

- 総務省が「オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会」を始動(4/23初会合)。強制遮断(ブロッキング)の法的・技術的課題や、フィルタリング・広告削除等の代替策を俎上に

5月:金融・決済ルートの遮断要請(金融庁＋警察庁)

- 5/14付で銀行等・資金決済・暗号資産事業者団体あてに共同要請。「国内からのオンラインカジノ決済は停止」「利用者への注意喚起」「規約での禁止明記」等を求める

6月:広告・誘導の違法化(法改正成立・公布)と検討会の中間論点

- 「ギャンブル等依存症対策基本法の一部改正」(令和7年法律第76号)が6/18成立・6/25公布。国内の不特定多数に対する①違法オンラインギャンブル(オンラインカジノ等)サイト・アプリの提示、②当該行為への誘導が違法に(施行は9/25)
- 総務省検討会は6/20に「ブロッキングよりもまず他の手段を優先」等の方向性を示す報道

9月:改正法施行(広告・誘導の違法化が本格運用)

- 9/25施行。国・自治体には周知徹底義務も付与。警察庁ページも同改正を踏まえ禁止行為例を明示。

3つの柱で見た実施内容

① 周知・啓発(違法性の明確化)

- 政府広報・警察庁の継続発信により、「海外で合法でも、日本からアクセスして賭ければ犯罪」という誤解の是正が前進。特に若年層向けの注意喚起素材が整備

② 金融・決済・取締り(流入出の遮断)

- 決済停止の要請で、国内の銀行・資金決済・暗号資産など**資金の入口**を絞る実務対応が広がる余地。2024年の検挙「279人」という取締り実績の上に、資金面の抑止が上乘せ

③ 通信・アクセス抑止(ブロッキング等の是非)

- 総務省検討会は通信の秘密・実効性の論点から**慎重姿勢**。まずは広告・誘導違法化やフィルタリング等の代替策を優先する流れ

政策判断・制度設計の基本戦略：政府の方針は「3段階構え」

フェーズ	取組内容	目的
① 入口遮断	広告・誘導行為の禁止（法改正）	利用者が触れる前に止める
② 資金遮断	決済・送金の停止要請（金融庁）	賭けられない環境づくり
③ アクセス抑止	ブロッキング等の検討（総務省）	海外サイト自体への接続制限

- 罰則より「制度の明文化」「周知」「実務対応」を優先
- 関係省庁（総務省・警察庁・金融庁・内閣官房）が横断連携する体制へ発展

広報・注意喚起

1. 内閣府政府広報室／「政府広報オンライン」による周知

- 2025年1月9日、「[オンラインカジノによる賭博は犯罪です！](#)」とのタイトルで、政府広報オンラインが記事を掲載。海外運営であっても日本から接続して賭けを行えば「賭博罪等」の対象である旨を強く呼び掛けている
- 3月19日付「今月の政府広報オンライン」でも、同趣旨のコンテンツを紹介。「オンライン上でギャンブルをする『オンラインカジノ』が問題となっています。日本国内からオンラインカジノで賭博をすることは犯罪です。知らずに違法な賭博行為をしないよう、理解を深めておきましょう。」と明記。
- 警察・関係機関も「海外で合法的に運営されていても、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪です」という注意喚起
- ポイント：広報側では、「オンラインカジノ＝単なる海外ゲームではなく、日本国内からアクセスすれば刑法の賭博罪等の対象」という法的リスクの明確化を重視。

2. スポーツ界・団体向けの周知

- 2025年9月18日付で、スポーツ庁から各スポーツ団体等に「オンラインカジノに関する広報啓発資料の活用・周知について（依頼）」という事務連絡が発出。オンラインカジノの利用・広告出演等にも注意を促す内容
- ポイント：特に若年層・著名スポーツ選手等のリスクを念頭に、団体・組織レベルでも注意喚起が強化。

金融・決済・取締り関連

1. 金融庁・警察庁合同の「要請」

- 2025年5月14日付で、金融庁が警察庁と共同で「オンラインカジノに係る賭博事犯防止等について（要請）」を発出。以下のような内容を金融・決済事業者向けに要請：
 - ・ 日本国内からオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪であることを利用者向けに注意喚起すること。
 - ・ 決済サービス／金融機関の利用規約等で、オンラインカジノ等の賭博・法令違反行為・公序良俗違反行為を禁止する旨を明らかにすること。
 - ・ 利用者が国内外のオンラインカジノで決済を行おうとしていることを把握した場合、当該決済を停止すること。
 - ・ さらに、金融庁のウェブサイトにも「オンラインカジノは、あなたの身を滅ぼします」という注意喚起が掲載。
- ポイント：金融・決済チャネルを通じた「資金流出／賭け金流入」阻止に向けた制度的な取組が明確化。

2. マネー・ローンダリング、金融犯罪対策の文脈

- 2025年6月27日付の報告「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2025）」において、金融機関からのフォローアップアンケート実施、決済・預金口座の不正利用防止などの動きが紹介されている。こちらはオンラインカジノ専用ではないが、同様の資金流出・決済規制の観点から関連する枠組みと位置付けられる。
- ポイント：オンラインカジノ問題が、資金決済・マネロン対策という金融犯罪全般の枠組みにも組み込まれつつある。

通信・アクセス遮断(ブロッキング)・技術的抑止策

1. 総務省の有識者検討会立ち上げ

- 2025年4月23日、総務省が「オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会」の初会合を開催。議題には、違法オンラインカジノサイトへの「ブロッキング（アクセス遮断）」を含む技術的／法的な課題が上がっている。
- 6月20日付報道では、同検討会が「強制遮断（ブロッキング）以外の対策（フィルタリング、広告削除等）を優先すべき」という論点整理を公表。憲法「通信の秘密」や表現の自由、他のギャンブルとの整合性などの観点から慎重な検討を要するとしている。
- 6月21日付には「中間論点案でもオンラインカジノのブロッキングには極めて慎重」という報道も。
- ポイント：アクセス制限という強制力の強い手法について、技術的／法的ハードルが高いため、「他の手段でどこまで実効性を出せるか」が焦点になっている。

2. 法制度整備（広告・誘導規制）との整合性

- 2025年6月18日、ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律 が参議院本会議で可決・成立（6月25日公布）。主な改正内容として、オンラインカジノへの誘導広告・リンク提供・まとめサイトの作成等を違法とする規定が盛り込まれている（9月25日施行）
- 予め、アクセス遮断という手法を検討しつつも、まずは法令的整備と利用者・事業者向け規制を進めるという流れ。
- ポイント：アクセス遮断検討と並行して、法令整備（広告規制・誘導規制）を先行させる戦略が見える。

ギャンブル等依存症対策基本法改正 (オンラインカジノ誘導広告等禁止)

目的・背景

- 同法はもともと、ギャンブル依存症の発症・進行・再発防止および依存症当事者・家族の支援を目的に平成30年に制定
- 今回の改正の背景には、特に「オンライン上のギャンブル（いわゆるオンラインカジノ等）利用の急増」「利用者が違法性を認識せず参入している実態」「広告・誘導を通じた入り口の拡大」という課題による
- 改正法では「違法オンラインギャンブル（オンラインカジノ含む）に対し、広告・誘導・提示行為を禁止する法律的根拠を整備し、依存症対策を強化する」ことが狙い

主な改正内容

□ 禁止行為の明確化

- ・ インターネットを利用して **不特定多数の者** に対して、違法オンラインギャンブル等のサイトまたはアプリを「提示」する行為の禁止
- ・ インターネットを利用して不特定の者に対し、違法オンラインギャンブル等に「誘導」する情報を発信する行為の禁止
- ・ 具体例として、「おすすめオンラインカジノ10選」「〇〇カジノ登録はこちら」「日本語対応」「勝ちやすい」などのリンク付投稿・まとめサイト・SNS投稿等が対象

□ 周知徹底義務の明記

- ・ 国及び地方公共団体が、違法オンラインギャンブル等が禁止されている旨を **周知徹底すること**を義務づけ
- ・ 家庭・学校・職場・地域などでの教育、広報活動を通じた対策を講ずることも位置づけられる

□ 施行時期

- ・ 公布:2025年7月10日あたり(改正法の一部) ※報道によれば6月18日成立
- ・ 施行:2025年9月25日

□ 罰則・規制強化のスタイル

- ・ 本改正では、**罰則(刑事罰)**を直ちに科すものではない
- ・ そのかわり、広告・情報発信プラットフォームやプロバイダ、SNS運営等に対する削除・アクセス遮断・ホットラインセンターによる要請など、インフラ的・行政的な対応力を強める枠組みが意図されている

想定される効果

1. 「入り口」抑止による利用者数の低減

- オンラインカジノ利用者が約300万人台と推定され、年間賭け金1兆円超の規模も報じられている
- 広告・誘導を禁止することで、利用を検討中／興味本位のユーザーにアクセスする動機を阻むことができ、結果として違法賭博参加者数の抑制が期待
- また、プラットフォーム・リンクを通じた「誤認／軽視」スキーム（「海外だから安心」「遊びだからいいだろう」など）を抑える効果もあり

2. 依存症・被害の拡大防止

- オンラインギャンブルは、スマホ・PCで時間・場所を問わずアクセス可能で、依存症リスク・又は多重債務・貧困・犯罪への道を辿るリスクが高いとされている
- 利用者の「気軽さ」「無自覚な違法性」「広告の影響」という要因を、法的に抑えることで、依存症発症・進行・再発の各段階への介入チャンネルが強化
- 周知義務の明記も、被害の早期発見・相談促進という観点からプラスに働く

3. インフラ・プラットフォーム対応力の強化

- 罰則ではなくとも、広告事業者・プラットフォーム・プロバイダ等に「違法情報の削除を要請できる」「違法誘導リンクを遮断・アクセス制限できる」という法的根拠が整備されたことで、実務的な対応スピード・実効性が高まると見られている
- これは、単に「禁止します」というだけでなく、発信源の整理・リンク構造の遮断・誘導チャンネルの封鎖という現場レベルの抑止力を持つという点で、従来以上に強化された

留意すべき課題／実効性の観点

1. 罰則の不設置

- 前述の通り、改正法には直ちに違反者を刑罰で罰する仕組みが設けられておらず、「禁止＋要請」の構造
- よって、実効性を確保するためには、発信・運営者にはたらくインセンティブ、プラットフォームの自主的対応、監視体制強化が鍵となる

2. アクセス遮断(ブロッキング)等の実施ハードル

- 「誘導広告を削除」「サイト提示を禁止」という措置は導入されるが、実際に海外サーバー・VPN・暗号技術を駆使したオンラインカジノ運営・誘導がある中で、完全遮断を実現するのは技術的にも国際協力的にも簡単ではない
- また、既存の「ブロッキング」制度整備も別途検討中であり、改正法単独でブロッキング義務化までは至っていない点も指摘

3. 利用者の理解・意識変化の必要性

- 広報・周知義務が明記されたとはいえ、利用者側が「海外だから合法」「遊びだから大丈夫」という誤認をしている実態が報じられている
- したがって、法律だけではなく、教育・啓発・相談支援の強化が併せて求められる

4. 広告・誘導チャネルの変化・潜在化リスク

- 従来の「まとめサイト」「ランキングサイト」「SNSリンク」等に対する規制が整備されたとはいえ、新たな誘導チャネル(動画配信、ライブ配信、暗号通貨決済、アフィリエイト等)への対応も引き続き課題
- 運営側が規制をかいぐるための仕組みを改変する可能性があるため、監視の有効化・実態把握が重要

違法情報への対応強化に向けたガイドライン改正 とオンラインギャンブル対策

（対応法令：特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への
対処に関する法律（第26条））

改正の背景と目的

- 違法オンラインギャンブル(オンラインカジノ等)の利用が若年層を中心に急増し、社会的な問題に
- 2025年6月、「ギャンブル等依存症対策基本法」の一部改正で、違法な賭博サイトの場の提供や誘導行為が禁止された(令和7年法律第76号)
- これに伴い、インターネット上の違法情報としての「オンラインギャンブル関連投稿」への対応強化が求められるようになる

既存ガイドライン(2025年3月版)の概要

□ 対象となる違法・不当情報

- わいせつ物、薬物、詐欺、無登録金融業者、未承認医薬品などに関する情報
- 他人の名誉権、プライバシー、著作権、商標権などを侵害する情報

□ プロバイダー・プラットフォームに課される義務

- 「送信防止措置」を講じること(削除、非表示、遮断など)
- 判断基準の策定と公開(透明性の確保)
- 法的根拠: 特定電気通信法 第26条第1項第2号

今回の改正案(2025年10月)

□ 新たに追加される違法情報(2項目)

- 違法オンラインギャンブルのサイトやプログラム(URL、アプリ等)を国内向けに提示する行為(⑰)
- 違法オンラインギャンブルへの利用を促す情報(「賭けよう」「無料ボーナス」「おすすめ」等)を発信する誘導行為(⑱)

□ 想定される投稿例

- 「無料でプレイ可能！おすすめオンラインカジノはこちら→[URL]」
- 「日本語対応・銀行送金OKのオンラインカジノまとめ」
- SNSでの誘導投稿、ランキングサイト、YouTubeやTikTokの紹介動画

□ プロバイダー・プラットフォーム事業者に求められる対応

- ホットラインセンターに通報された⑰・⑱の情報が違法情報と判断された場合には、削除要請や送信防止措置が可能となる
- これまでは脅迫・わいせつなどが主な対象でしたが、オンラインカジノ関連の投稿も削除対象に追加

違法オンラインギャンブル等関連情報(法改正⑪関連)

⑪ 国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為

次のア及びイを満たす場合には、国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為に該当する情報と判断することができる。

ア 違法オンラインギャンブル等を行う場を提供する違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムに該当すると認められる場合

(ア) 違法オンラインギャンブル等をプレイすることができること、又はその旨が記載されていること
かつ

(イ) 違法オンラインギャンブル等のプレイに当たって出入金が必要又は可能であること、若しくはその旨や手段が記載されていること

イ 国内にある不特定の者に対して提示していると認められる場合

(ア) 不特定の者が当該ウェブサイト及びプログラムを閲覧できる状態となっている場合
かつ

(イ) 日本語に対応している場合、日本語が用いられていなくとも日本国内にある不特定の者が理解可能な態様で表示されている場合、日本からの出入金が可能である旨又は日本からの出入金が可能な決済手段が記載されている場合、金額が日本円で表記されている場合等、日本国内にある者を対象としていると判断できる場合

なお、ウェブサイト等に「日本国外に居住する日本人向けである」、「日本から利用することは違法である」等の記載がある場合であっても、違法性の判断に影響を及ぼさない。

パブコメ回答:「日本語に対応していなくても、日本国内からインターネットを介して利用できるオンラインギャンブル等のウェブサイトであれば、違法オンラインギャンブル等に当たり得ます。よって、日本語で国外での利用を想定したオンラインギャンブル等の利用方法を解説して誘導する情報を発信する行為は、違法となり得ます。」

違法オンラインギャンブル等関連情報(法改正⑱関連)

⑱ インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為

次のア及びイを満たす場合には、インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為に該当する情報と判断することができる。

ア 違法オンラインギャンブル等に誘導する情報であると認められる場合

下記(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合

- (ア) 違法オンラインギャンブル等ウェブサイトの URL 等²⁵又は違法オンラインギャンブル等プログラムをダウンロードできる URL 等が掲載されている場合
- (イ) 実在する違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムの名称と、以下の例のような利用を促す又は利用が可能であることを示す表現(画像等を含む)が一体として記載されている場合
例)
 - 「賭けよう」、「プレイしよう」、「始めませんか」、「登録はこちらから」、「今なら無料」、「『〇〇(サイト名)』で検索」、「カジノができます」、「『〇〇(スポーツ等)に賭けられる」「利用可能」、「日本語対応」、「おすすめ」、「ランキング〇位」、「最新オンラインカジノ」、「入金不要ボーナス」、「初回入金ボーナス」、「プレイ体験」等
- (ウ) 違法オンラインギャンブル等の無料版ウェブサイトで、違法オンラインギャンブル等ウェブサイトの URL 等が掲載されるなど、違法オンラインギャンブル等ウェブサイトへの誘導がある場合
- (エ) 上記3項目の記載等がなされているウェブサイト等のURL 等が掲載されるなど、当該ウェブサイト等への誘導がある場合

なお、違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るために情報を発信する場合等、違法オンラインギャンブル等に誘導する意思がないと認められる場合は、これに該当しない。ただし、「オンラインカジノは違法であり、この投稿は利用を勧めるものではない」等と記載されている場合であっても、当該投稿や前後の投稿内容その他関連する情報(アカウント名等)と照らし合わせることによって、違法オンラインギャンブル等に誘導する情報であると認められるときは、これに該当する。

イ 国内にある不特定の者に対して誘導する情報を発信していると認められる場合

- (ア) 不特定の者が当該ウェブサイト閲覧できる状態となっている場合 かつ
- (イ) 日本語で記載されている場合、日本語が用いられていなくとも国内にある不特定の者が理解可能な態様で記載されている場合等、日本国内にある者を対象としていると判断できる場合

なお、誘導する情報そのものから、国内にある不特定の者に対して誘導する情報であると直接的に判断できない場合であっても、誘導の対象となっている違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムが、前記⑱ア及びイを満たし、国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為に該当する情報と認められる場合には、「日本国内にある不特定の者に対して誘導する情報を発信している」と認められる。

対象事業者：大規模特定電気通信役務提供者

□ 定義(法令上の用語)

- ・「不特定多数のユーザーが情報を発信・閲覧できる場を大規模に提供する事業者」

□ 想定される該当企業

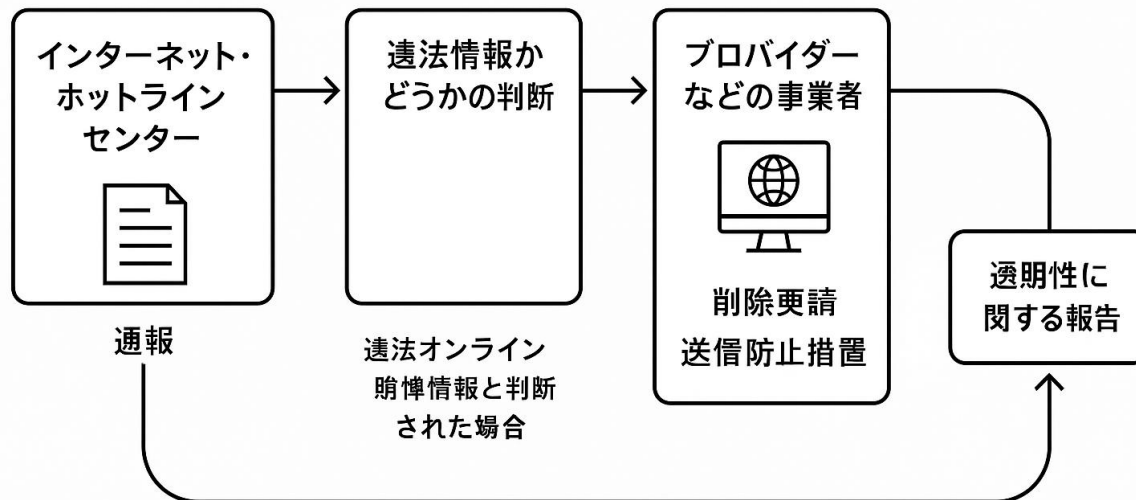
- ・ SNS: X(旧Twitter)、Instagram、Facebookなど
- ・ 動画: YouTube、TikTok
- ・ 掲示板: 5ちゃんねる、爆サイ
- ・ ブログ・QA: note、はてな、Yahoo!知恵袋

■ 義務

- ・ 自主的な運用基準の策定
- ・ ホットライン等からの通報に応じた削除対応
- ・ 運用状況の透明性を確保(削除件数の公表など)

改正後の運用フロー

1. 通報受理
↓ (インターネット・ホットラインセンター)
2. 違法情報かの判断
↓
3. 違法と認定されればプロバイダーに通報
↓
4. プロバイダーが送信防止措置(削除・遮断など)を実施
↓
5. 事業者が透明性報告(件数・内容等)



意義と留意点

1. 意義と影響

項目	意義
社会的意義	違法なオンラインギャンブルから青少年・一般市民を保護
法制度整合性	改正ギャンブル等依存症対策法との整合を実現
実務上の影響	事業者における投稿管理・ガイドライン整備の重要性が増大

2. 留意点と今後の展望

- 表現の自由とのバランス（正当な報道や批判的言論が誤って削除対象とならないように）
- 国際的な連携（海外プラットフォームとの調整）
- 透明性と説明責任の確保（削除理由・ルール明示）

オンラインカジノ問題に関する「中間論点整理」 (2025年9月24日)

検討会・中間論点整理

日付	出来事	概要
2025年4月23日	第1回検討会開催	検討会が本格的にスタート。オンラインカジノのアクセス抑止の在り方について議論を開始。
2025年4月28日	第2回検討会開催	継続議論。資料等準備中との報道
2025年5月14日	第3回検討会開催	議論を更に深める段階
2025年7月11日	「中間論点整理(案)」公表	検討会の議論を取りまとめた案を公表。(パブリックコメント)
2025年7月11日～8月15日	パブリックコメント(意見募集)期間	「中間論点整理(案)」に対して一般から意見募集。案の公示日7月11日、受付締切8月15日23:59。(パブリックコメント)
2025年9月24日	パブコメ結果公表／修正版「中間論点整理」公表	意見募集結果を踏まえ、案の形式的修正を実施し、結果公表。(パブリックコメント)

なぜ今、オンラインカジノ規制が問題なのか？

- **社会的な影響**: オンラインカジノの違法性が不明確なまま利用が広がり、青少年の依存症、家庭崩壊、経済的困窮など深刻な被害を生んでいる。
- **被害の構造的特徴**:
 - ・ SNSや有名人の広告で「合法」と誤認
 - ・ 年齢確認なし・制限なしの無制限ギャンブル
 - ・ 多くの運営元が国外 ⇒ 組織犯罪と資金の国外流出
- **現行制度の限界**:
 - ・ 閲覧自体は違法でなく、通信事業者は監視義務なし
 - ・ 違法性が曖昧な情報流通を規制できない
- **法改正動向**:
 - ・ 改正ギャンブル等依存症対策基本法で「誘導行為」が禁止に
 - ・ 周知啓発や支援だけでなく、**アクセス抑止**が次の焦点に

対策の全体像：多層的アプローチが必要

対策分類	主な手段	主な論点
周知・教育	違法性の明示、啓発	認識の誤解を払拭できるか
取締り	利用者・開設者の摘発	国外サイトや決済代行への対応が困難
決済抑止	クレカ・電子マネー利用制限	特定目的の識別が困難
アクセス抑止	フィルタリング、削除、ブロッキングなど	表現・通信の自由との調整が必要

アクセス抑止手法の種類と検討

手法	概要	主な長所	主な課題・懸念
フィルタリング	利用者端末やネットワーク上で、ギャンブルサイトを自動的にブロックする	比較的実績のある技術、青少年保護に適用可能	利用者の同意が必要、依存者が回避を拒む可能性、偽陽性・偽陰性問題
情報削除	SNSやアプリストアなどで、オンラインカジノ広告や誘導情報を削除する	比較的手続きが明確、既存の利用規約制度と親和性がある	適用対象・範囲の判断、実効性・対応速度の問題
ジオブロッキング	サイト運営者が、IPアドレス等によって日本からのアクセスを制限する	通信の秘密の問題が比較的小さい	海外運営者に強制できない、VPN回避の可能性
CDN対応	CDN(コンテンツ配信ネットワーク)業者に、違法情報のキャッシュ停止や契約解除を要請	ネットワーク構造に介入できる可能性	CDNの実態把握、法的責任範囲の不明確さ
検索結果の非表示／警告	検索エンジンがオンラインカジノサイトを非表示にしたり、警告を表示する	カジュアルユーザーへの抑止効果	検索サービスの中立性・表現の自由との調整、判断基準の透明性
ドメイン名利用停止	ドメイン名の登録停止、DNS運用停止を通じてアクセスを遮断する	ドメインレベルでの制御が可能	レジストリが海外である場合の強制力、過剰制限のリスク
ブロッキング	ISP(通信事業者)が、特定IPアドレスへのアクセスを強制的に遮断	即効性・抑止効果が期待される	通信の秘密侵害、誤遮断、法的根拠の欠如、回避手段(プロキシ・VPN)

- ・特に「ブロッキング」は、他の手段が尽くされた後の最後の手段と位置づけられるべきだという慎重な意見が多く出されている。
- ・技術的には、誤遮断(ミスブロッキング)や回避手段(VPNなど)も多く想定され、それらに対応できるかどうか重要な課題とされる。

ブロッキングに関する4ステップ検証

① 必要性・有効性:なぜブロッキングが要るのか？

- 他手段(フィルタリング・削除等)を尽くしても効果がない場合に限って検討。
- 児童ポルノ事例との類似性:
 - ・ 海外サイトでの継続流通
 - ・ SNS削除等でも被害が止まらない
- 依存症予防の観点:
 - ・ 若年層・カジュアル層への「入り口」を遮断
 - ・ 予防的措置としての意義大

② 許容性:通信の秘密とのバランスは取れるか？

- 刑法上の賭博罪の保護法益:「勤労の美風」だけではブロッキングの正当化は難しい。
- オンラインカジノの特異性:
 - ・ 海外運営で国内規制が届かない
 - ・ 依存症防止策ゼロ
 - ・ 高額賭け金、借金被害の横行⇒ 単なる賭博以上に、「公共の福祉」や「青少年保護」の観点で正当化しうる余地

③ 実施根拠:どうすれば違法にならずにブロッキングできるか？

- 現状:通信の秘密の侵害＝電気通信事業法違反で「刑事罰」の対象。
- 緊急避難の理論(児童ポルノで使用)には限界あり:
 - ・ 法的安定性に欠け、訴訟リスク高
 - ・ 事業者の自主判断に委ねるには無理がある

⇒法令による明確な根拠づけが必要

④ 妥当性:どういう制度設計が必要か？

- 参考法制:能動的サイバー防御法(厳格な要件で通信の秘密制限を正当化)
- 検討事項:
 1. 遮断命令の発出主体(行政機関？司法機関？)
 2. 遮断対象の明確化(無料版、疑似ゲームの線引き)
 3. 実施要件(他手段が無効であることの立証)
 4. 手続的保障(事後救済・誤遮断への補償)
 5. 費用負担・技術支援(ISPの負担が過重にならない設計)

海外の実例：フランスとイギリス

国名	ブロッキング制度	特徴
フランス	国家機関が違法サイトを指定し、ISPに遮断命令	ライセンス制とセットで合法ギャンブルを明確化
イギリス	犯罪対策の一環として裁判所が遮断命令	表現の自由保護と秩序維持の両立を追求

※ 日本が参考とすべきは、「正当な公共目的に基づく明確な立法措置による制度化」

最終整理:今後の方向性

1. まずは包括的対策を強化:

- 支払制限、SNS削除、依存症対策、法整備

2. その効果を検証した上で、

3. 必要と判断されればブロッキングを制度化:

- 技術的・法的・制度的裏付けを整備
- 表現・通信の自由との調和が不可欠

オンラインカジノに関する資金・決済遮断

金融庁要請(2025年5月14日)

1. 預金取扱金融機関・資金移動業者への要請

- 日本国内でオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪であることについて利用者へ注意喚起すること
- オンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令違反行為や公序良俗に反する行為のための決済等のサービス利用を禁止している旨を利用規約等で明らかにすること
- 利用者が国内外のオンラインカジノで決済を行おうとしていることを把握した場合に当該決済を停止すること

2. 暗号資産交換業者への要請

- 日本国内でオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪であることについて利用者へ注意喚起すること
- オンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令違反行為や公序良俗に反する行為のための暗号資産の入庫又は出庫等のサービス利用を禁止している旨を利用規約等で明らかにすること
- 利用者が国内外のオンラインカジノに関連した取引を行おうとしていることを把握した場合に当該取引を停止すること

金融庁による注意喚起・要請内容

金融庁は銀行・クレジットカード会社等に対し、以下を強調：

1. 規約で禁止明記

預金規定・クレジットカード会員規約・加盟店規約に「賭博その他犯罪関連取引への利用禁止」を明記。

2. モニタリング強化

オンラインカジノ関連の口座・加盟店・送金先をシステムで把握。

3. 発覚時の決済遮断

違反を確認した場合は速やかに決済を中止し、契約解除。

4. 顧客への注意喚起

ホームページ・ATM・通知書面等で「違法サービス利用禁止」を広報

利用者への注意喚起

□ 金融庁による注意喚起文例

- ・「オンラインカジノは違法の可能性が高く、利用者も刑事責任を問われ得ます」
- ・「被害が発生しても、返金される保証はありません」

□ 銀行・カード会社による掲示例

- ・ ホームページやATM画面で「海外送金目的にオンラインカジノ利用は禁止」
- ・ 会員向けニュースレターに「利用者も処罰対象となる可能性」を周知。

実務的な検知手段

(1) 決済ネットワークでの把握

- **カード会社**: VISA/Master/JCB等の国際ブランドは、加盟店の業種コード(MCC)で「ギャンブル」カテゴリーを設定。国内カード会社はこのMCCをフィルタリングして利用拒否。
- **銀行送金**: 送金先口座名義や振込内容をモニタリング。不審なキーワード(casino, bet, gamingなど)でフィルタリング。

(2) 外部情報の活用

- 警察庁・金融庁・国際ブランドからの「禁止加盟店リスト」情報。
- NISC等からのサイバー脅威情報。

(3) 利用者への確認

- 頻繁な海外送金・少額分割送金など不審取引があれば、利用者に「送金目的」を確認。虚偽回答の場合は規約違反と判断。

中止のプロセス

(1) 決済段階でのブロック

- **カード会社**:不正加盟店のMCCをブロック → 決済エラーで弾く。
- **銀行**:海外送金システムで自動拒否設定。送金依頼時点で差止め。

(2) 既存取引の停止

- **すでに口座に入金されている場合**:資金の凍結・組戻し(ただし送金先が海外の場合は困難)
- **加盟店契約**:違反が判明した場合、カード加盟店契約を解除

(3) 契約解除・利用制限

- **預金取扱金融機関**:規約違反行為を理由に口座閉鎖。
- **カード会社**:会員規約違反としてカード利用停止・契約解除。

疑わしい取引の参考事例(追加:2025年8月)

1. 預金取扱金融機関・資金移動業者

- 非対面取引において、同一のアクセス環境(IPアドレス、端末等)から複数の顧客の口座にログインがあり、オンラインカジノ関係者が当該顧客(オンラインカジノユーザー)になりすましてアクセスしていることが疑われる取引
- 非対面取引において、オンラインカジノ関係者と同一のアクセス環境(IPアドレス、端末等)からアクセスがある口座及び当該口座と取引のある口座について、不特定多数からの振込があり、オンラインカジノ関連の収納・決済代行が疑われる取引
- 振込依頼人名に英数字等が含まれる振込が多数あり、オンラインカジノ関連の収納・決済代行が疑われる取引

2. 暗号資産交換業者

- ダークネットマーケットプレイス、ランサムウェアグループ、オンラインカジノサイト等に関連するアドレスに、大量若しくは高頻度又は低額相当の暗号資産を送受信する取引

取引モニタリングにおける検知シグナル(レッドフラッグ)

A. 取引パターン(行動的シグナル)

- 短期間での多数の入出金(少額分割送金→即ATM出金、あるいは複数口座を介した往復)
- 送金額が頻繁に閾値ぎりぎりで変動する(アラート閾値回避の典型)
- 同一人物(同一ID)から複数の受取口座へ短時間で分配される動き(いわゆる“smurfing”)

B. カウンターパーティ情報(先方特性)

- 送金先がオンラインカジノ運営会社、決済代行・電子ウォレット、出金業者、もしくはカジノ系ドメイン(.bet など)や既知のハイリスクプロバイダである
- 受取人情報(名義、住所、電話)が不整合、もしくは海外のハイリスク国／匿名サービス経由

C. 決済説明／メタデータ

- 送金メモ／トランザクション説明に “casino”, “bet”, “payout”, “withdrawal”, “bonus” など賭博性を示唆する語句が含まれる
- 口座への入金元が複数のクレジットカードや電子決済サービス(入金はカード→カジノ→出金のチェーン)である

D. 技術的・接続情報

- IPやログイン端末が海外のVPN/Tor経由、利用者情報に急な変更(端末・国情報の急変)

具体的な検知ルール

□ Merchant／Payee name マッチングルール

- ロジック: 受取人名・振込先口座名・受取人の法人名・送金説明に既知のカジノ関連キーワードまたはブラックリストドメインを含む → アラート(即時レビュー)。
- 備考: ホワイトリスト／あいまい検索で誤検知を下げる。

□ 入出金往復チェーン検出(round-trip)

- ロジック: 同一資金が24-72時間で複数回入金→送金→出金されるパターンを検出 → EDD(厳格な顧客管理)
- 備考: トランザクションIDのチェーン追跡が必要。

□ 分割小額送金検出(structuring)

- ロジック: 過去30日で同一送金者が複数受取口座へ多数の閾値未満送金を実施 → 検知

□ 決済チャネル異常(カード→エスクロー→出金)

- ロジック: カード入金→第三者アカウント→短時間で海外口座へ送金等のチャネル転換を検知 → フラグ

□ 高リスク国／プロバイダとのクロスボーダー送金

- ロジック: 送金ルートにハイリスク国、未登録または既知のカジノ決済代行を含む → 強いアラート。

□ 行動変化アラート(Behavioral)

- ロジック: 通常の顧客行動から逸脱(例: 給与振込→突然多数の短期出金・海外送金) → 要確認。

(閾値は各行のリスクプロファイルに合わせて設計。システムはアラートの優先順位を付けること)

モデル／機械学習で使う特徴量(特徴量設計例)

- 直近30日内の入出金回数、入金源の多様性(カード・他口座・電子ウォレット比率)
- 送金額の変動係数(標準偏差／平均)
- 送金の地理的広がり(国数)、中継口座の数(チェーン長)
- 取引説明テキストの NLP スコア(賭博語彙の確率)
- IP/デバイスの移動頻度(国の切替回数)

これらを学習モデルに入れて、異常スコアを算出⇒運用ルールと組合せると誤検出を低減できる

実務フロー(アラート発生後の対応)

1. **自動アラート発生**(上のルール of いずれか)
2. **初期ティア1レビュー(担当オペレーター)**: ルールヒットの妥当性確認(ブラックリスト誤検知排除)。
3. **EDD(ティア2)**: 必要に応じ顧客へ説明を求める(送金目的の書面・利用サービスの確認)、KYC情報の突合、過去取引履歴の解析
4. **一時的取引停止／資金凍結**: 法的根拠・内部規程に基づき、疑わしさが高ければ取引停止。金融庁等の要請文に合わせた対応
5. **届出判断**: 疑わしい取引であれば所定フォーマットで「疑わしい取引の届出(STR/SAR)」を提出(日本では所轄の届出ルールに従う)。届出書作成時は、観察されたチェーン、当事者情報、関連証拠(スクリーンショット、トランザクションログ)を添付
6. **捜査機関との連携・報告**: 警察や所轄当局との情報共有(必要に応じ)と、内部でのレッスン学習を実施

短期的にできるチェックリスト(優先度付き)

高優先(今すぐ実施)

- 既存ルールにオンラインカジノ語彙(和英)を追加してテキストマッチングを有効化
- 既知ハイリスク決済代行・ドメインのブラックリスト作成と共有
- 24-72時間の往復/チェーン検出ルールを導入

中優先

- KYC情報のギャップ(住所・電話・UBO)を精査し、不足時に自動でEDDトリガー
- モデルに「入金チャネル」特徴量を追加しスコアリング

長期(3-6ヶ月)

- MLモデルの導入とラベリング(過去の疑わしい取引を学習データに)
- 外部機関(業界団体、監督当局)との情報連携ルートを整備し、ブラックリストを共同更新

決済代行業者の「疑わしい特徴」チェックリスト

観点	見分けのポイント	実務での具体例
① 事業内容・HP情報	公式サイトで「オンラインゲーム、エンターテインメント、ポイントチャージ」など曖昧に説明／実店舗・商品がない	「E-commerce support」「Digital contents」のみ記載・住所がレンタルオフィス・会社案内が存在しない
② 送金先の属性	実際の振込先が海外法人・個人口座（香港、フィリピン、マルタ、キプロス等）	名義: XYZ PAYMENT LTD・所在地がカジノライセンス国（マルタ・ジブラルタル等）
③ 繰り返し／小口入金集中	不特定多数の顧客が同じ業者に「数万円～20万円」の小口を頻繁に振込	同じ法人名宛に100人以上が数日で送金・全員送金目的欄が「サービス利用料」など画一的
④ 取引説明の不自然さ	入金者のメモが「ポイント購入」「game」「top-up」など曖昧	「Deposit」「Bet」「Charge」など英文が多い・振込人名＋ランダム番号（顧客ID形式）
⑤ 口座回転／資金移動の早さ	当該口座に入金→数時間～1日以内に海外送金・現金化が行われる	入金後すぐに別金融機関へ振替・残高が常にゼロ近く
⑥ 取引先・契約情報の齟齬	登録業態は「広告代理・EC」なのに、実際の入出金額や利用者属性が矛盾	収入源が一般消費者なのに「法人向け業務」と説明・資本金数十万円の会社が億単位で送金
⑦ 電子決済手段との一体運用	プリペイドカード・電子マネー・暗号資産と接続している	ecoPayz／SticPay／MuchBetter等と連動・仮想通貨交換所ウォレットへの転送

決済代行と偽ったオンラインカジノ送金の典型パターン

ユーザー → 銀行振込 → ○○ペイメント(決済代行) → 海外口座(マルタ/フィリピン) → オンラインカジノ運営会社

または

ユーザー → クレカ決済 → 決済代行 → マスター口座 → カジノ事業者アカウント

- 多くの場合、送金者は本人はカジノに送っている意識があるが、振込先はカジノ名ではない(例:ABCマーケティング合同会社)
- 決済代行会社は複数の名義口座を使い分けてカバー → 発見を避ける

金融機関が使える「検知ルール」例(決済代行見破り仕様)

ルールID	検知内容	発動条件
P-1 名称検知	振込先名・カナに「PAY」「PAYMENT」「LTD」「PROCESSING」「GATEWAY」等	一覧照合・あいまい一致
P-2 利用者集中パターン	30日間で50人以上から同一法人に小額入金	50件超で自動フラグ
P-3 海外送金連動	入金受領後48時間以内に海外へ送金(または暗号資産購入)	金額問わずアラート
P-4 無実体事業検知	住所調査・登記調査で実店舗や商品販売の証拠なし	担当者によるEDD対象
P-5 電子マネー・プリカ連動	入金後、PayPay・Wise・Sticpay・Cryptoへ即移動	リスク高として記録